

日本経済新聞 2008年(平成20年)4月7日(月曜日)

< 電動車いす事故 後絶たず >

高齢者操作ミス「加害者」にも

安全性強化へ 法規制も検討

高齢者が利用する電動車いすを巡る事故が後を絶たない。経済産業省によると、昨年5月以降で事故は11件、死者数は6人にのぼる。日本工業規格(JIS)基準外の製品が流通していることも判明。同省は製品の安全性を高める法規制の検討を始めた。操作に不慣れなことによる事故が目立っており、いかに使い方を習熟してもらうかも事故防止のカギとなりそうだ。

島根県内で3月24日、女性(84)がハンドル型電動車いすで坂道を下る途中、カーブを曲がりきれずに道路から約4㍍50㍍下に転落し死亡した。京都市では今月3日、市営地下鉄9条駅で女性(78)がホームから約1㍍30㍍下に落ち、重傷を負った。電動車いすの使用は3日目で「不慣れで操作ミスをした」という。

経済省によると、電動車いすを巡る事故では、縁石に乗り上げたり、道路脇の側溝に落ちたりして死亡するケースが目立つ。逆に歩行者をはねて骨折の重傷を負わせる「加害者」となる事故もあった。

さらに同省が所管団体「製品評価技術基盤機構(NITE)」に委託した調査で、サンプル10台のうち6台が傾斜地で速度が出過ぎたり、斜面で車輪が浮いたりするなど、利用者の安全確保のため規格を定めたJIS基準に適合しないことも分かった。

業界も動き出した。「電動車いす安全普及協会」(浜松市)はNITEの指摘を受けた製品のメーカーなどに是正を要請。「日本福祉用具・生活支援用具協会(JASPA)」(東京・港)も2011年に予定されている次回のJIS基準改正に向け、より安全性を高めるため、機械の性能などに合わせた規格づくりを進める。

ただ、ある経産省幹部は「重大事故が多いだけに、法的拘束力のないJIS基準では不十分」と指摘。乳幼児用ベッドやレーザーポインターなどと同様の扱いにして、技術基準に適合しない製品は販売できないようにする政令改正を検討している。

「子どもにぶつかりそうになり、ヒヤッとしたことがある」。10年近く電動車いすを使っている東京都杉並区の女性(79)は打ち明ける。操作方法は購入時に販売店から説明を受けただけ。「止めようとして、うっかり速度を上げてしまった」こともあったという。

品川区の女性(72)は約1年前から電動車いすに乗り始めた夫(73)が心配でならない。時折、操作ミスをすることがあり「製品が良くなっても使いこなせなければ危ない。お墨付きでもあればいいが」と講習の充実を求める。

警察やメーカー、特定非営利活動法人(NPO法人)などは各地で講習会を開くなど活動を進めているが、希望者が中心で、利用者全員が受ける態勢にはなっていない。

NPO法人「てこネット」(同・杉並)の渡辺健男事務局長は「メーカー側の努力はもちろんだが、利用者も製品の仕様を確認してしっかり練習することが肝心。行政側も講習会を義務づけるなど対応をとって三者がそれぞれ責任を果たしていくことが必要だ」と話している。

道路交通法上は「歩行者」に

電動車いすは、車いすの手すりに操作スティックがついた型と、スクーターに似た形のハンドル型の二種類がある。重量は1台数十^キから百^キ超の物も。出荷台数は2006年度で48万台強で、年々増えている。

道路交通法上は「歩行者」となり、運転免許はない。単独事故や歩行者との接触事故などは「交通事故」にならず、警察の交通事故統計には入らない。警察庁は乗用車や自転車、列車と結んだ事故に限って件数などを把握しており、2007年は228件あったという。



定期的に行われている電動車いすの講習会（東京都中野区）＝NPO法人「てこネット」提供